

9月下旬に受診券を発送

高齢者 インフルエンザ 予防接種

☎保健センター ☎922-0200 ☎922-1516



日頃の手洗い、うがい、十分な休養・睡眠に合わせて、予防接種でインフルエンザの流行に備えましょう。

■対象者（市内在住で①または②に該当する人）

①65歳以上（令和5年1月31日までに65歳になる人は、65歳の誕生日の前日から公費で接種可）

②60歳以上65歳未満であって心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に関する障害1級の身体障害者手帳を有する人

なお、対象者②に該当して接種を希望する人は、保健センターに申し込みが必要です。ただし、前年度以前に接種している人で、引き続きこの要件に該当する人は申込不要です。

■接種期間 10月1日(土)～令和5年1月31日(火)

■接種場所 指定医療機関

■費用 1000円または無料

無料対象者

- ・70歳以上（昭和28年4月1日以前生まれ）
- ・生活保護受給者
- ・中国残留邦人等支援給付制度適用の人

■草加市・八潮市以外の県内指定医療機関で接種する場合

受診券と引き換えに予診票を送付しますので、窓口または郵送で申し込んでください。なお、この場合の実施期間は10月20日(木)からです（県外での接種を希望する場合、助成はありません）。

相続・贈与を学ぶ 市民税務講座

知って安心!

☎広聴相談課 ☎922-0566 ☎922-3173

相続・贈与に関する税務上の知識について、税理士が講義形式で体系的に解説します。

■日時 10月17日(月)
午後1時30分～3時30分

■会場 中央公民館

■定員 50人

☎9月21日(水)から電話・窓口で広聴相談課へ。



秋の全国交通安全運動

9月21日(水)～
30日(金)まで

☎交通対策課 ☎922-1641 ☎922-1030

市内の交通事故による死傷者数が増えています。事故の当事者にならないよう、交通ルールや交通マナーを守ることを習慣づけましょう。市では警察署とともに交通事故防止に向けた取り組みを推進します。皆さんの協力をお願いします。

■全国重点

- ・子供と高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- ・夕暮れ時と夜間の歩行者事故等の防止及び飲酒運転の根絶
- ・自転車の交通ルール遵守の徹底

■埼玉県重点

- ・横断歩道における歩行者優先の徹底

■草加市重点

- ・自転車の安全利用の推進



原油・原材料等価格高騰に対応 市内事業者へ緊急支援金

☎産業振興課 ☎922-3477 ☎922-3406



原油・原材料等の価格高騰の影響を受け、事業継続に支障が生じている市内中小企業等に、その影響の度合いに応じて緊急支援金を給付します。

■対象者（次の要件のすべてに該当）

- ・市内に主たる事業所を有する中小企業者等（個人事業主を含む）
- ・価格転嫁が進まず、売上原価率等の上昇により事業の継続に影響が出ている
- ・市税等の滞納がない（納税の猶予を受けている場合は対象）
- ・同様の目的を有する市の他の補助事業の対象ではない

■給付額

1事業者当たり10万円～100万円

※給付額が10万円に満たないものは給付対象外

■対象経費（次の①・②いずれかの該当）

①輸送用燃料費

条件 業務上使用する車両の燃料使用量が、令和4年1～9月のうち任意の3か月の合計が3333ℓを超える事業者

給付額 3か月分の燃料使用量に上昇額30円を乗じて得た額

②原材料費・燃料費・水道光熱費

条件 令和4年1～9月のうち任意の3か月の原材料費・燃料費・水道光熱費の合計が、平成31年1月以降でコロナ禍における原油・原材料等の価格高騰の影響が顕著でない時期と比較して20%以上増加している事業者

給付額 3か月分の価格上昇分相当額

※その他の支援は広報そうか9月5日号折込特集号参照(QRコード)。

パブリックコメント 皆さんの意見を募集します

草加市個人情報保護法施行条例

☎庶務課 ☎922-0954 ☎922-3091 ✉shomu@city.soka.saitama.jp

個人情報保護法が改正され、本市を含む地方公共団体の個人情報保護制度について、国や独立行政法人等と統一的な取り扱いをすることになります（令和5年4月1日施行）。これに伴い、本市における個人情報保護制度を継続して適切に運用することを目的として、草加市個人情報保護条例を廃止し、同法の内容を補足する「草加市個人情報保護法施行条例」を制定するに当たり、皆さんの意見を募集します。

■条例の概要と意見用紙 市役所情報コーナー・庶務課・サービスセンター・公民館等で配布（市ホームページからも入手可）

■意見のある人 10月19日(水)までに意見用紙を〒340-8550庶務課へ。ファクス・メールも可。

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

☎市民課 ☎922-1536 ☎920-1501 ✉siminka@city.soka.saitama.jp

市が特定個人情報ファイルを保有する場合、個人のプライバシー等の権利利益を保護するため、適切な措置をとっているかを特定個人情報保護評価書で評価することが義務付けられています。この度、住民基本台帳に関する事務について評価書（全項目評価書）の素案を作成しました。この素案への皆さんの意見を募集します。

■評価書案の閲覧場所 市役所情報コーナー・市民課

■素案の概要と意見用紙 市役所情報コーナー・市民課・サービスセンター・公民館等で配布（市ホームページからも入手可）

■意見のある人 10月19日(水)までに意見用紙を〒340-8550市民課へ。ファクス・メールも可。

■8月の放射線量等 ○大気中放射線量(単位: マイクロシーベルト/時) 最大値0.08/最小値0.08 (市役所前)